

第 5 章 計画の進行管理

1 進行管理の手法

本計画で設定した施策を効果的に展開していくために、“PDCA サイクル”に基づき計画の進行管理を行います。

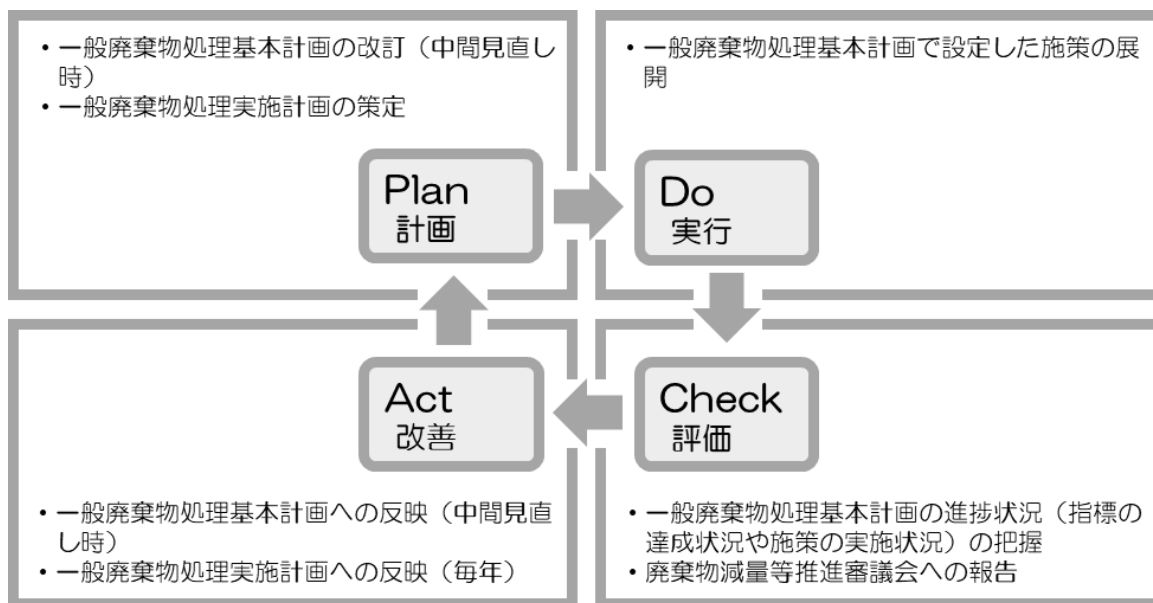


図 1 PDCA サイクル

コラム

廃棄物減量等推進審議会

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。審議会では、ごみの減量やリサイクル、適正処理に関する事項などについて審議しています。審議会委員は、市民、関係団体・事業者の代表者、学識経験を有する者及び環境指導員から構成されています。

一般廃棄物処理実施計画

市町村には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、一般廃棄物処理計画を定める義務が課せられています。一般廃棄物処理計画は、中長期的な計画となる「基本計画」と、その実現のために単年度の計画となる「実施計画」とで構成されています。実施計画の中には、ごみの発生見込み量や最終処分までの処理体制などが示されています。

2 進行管理の指標

本計画で掲げた基本目標を計画の進行管理の指標とし、目標値に対する達成度の確認を行うことで、計画の進捗状況を把握します。

表 1 進行管理の指標

計画		指標
一般廃棄物処理基本計画	ごみ処理基本計画	ごみ年間排出量 (t)
		リサイクル率 (%)
		最終処分率 (%)
		市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人/日)
	食品ロス削減推進計画	家庭系食品ロス量 (t)
		事業系食品ロス量 (t)
		取り組み度 (%)
	生活排水処理基本計画	生活排水処理率 (%)

3 進行管理の体制

(1) 毎年度の進行管理

各年度における指標の達成状況や施策の実施状況をとりとまとめ、それらについて「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」に報告し、意見を求めることで、施策の進め方の改善を図ります。なお、指標の達成状況などは、市ホームページを通じて公表します。

(2) 計画の見直し

本計画は、中間目標年度を迎える令和10年度からの2箇年で、計画全般の点検を行うとともに、社会経済情勢の変化なども踏まえたうえで、必要に応じて改訂します。なお、計画の改訂にあたっては、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」に諮問するほか、パブリックコメント手続きなどにより、幅広く市民や事業者の皆さまに意見を求めます。